



今月の視点

今、大注目の「家族信託」で円満な相続プランを！ ～できています？認知症への備え・放置すると預金口座が凍結～

日本の現状

厚生労働省の推定、65歳以上の割合は全人口の4人に1人です。80歳以上の認知症患者の割合は80歳以上の人口のうち5人に1人は認知症との発表がありました。'25年には、675万人になり、糖尿病による認知症の発症リスクを加味すると730万人に膨らみ、実に高齢者の5人に1人が認知症となる時代が迫っています。会社経営者も大切な認知症対策です。経営決定権者がいないことは、会社継続の危機です。

認知症になると何が問題なのか？

- ・預貯金を管理するのが大変！
銀行の窓口では「ご本人様の意思確認を！」と求められ、引き出しを断られます。
- ・相続税対策をすることができない！抵当権の設定も無理です。
- ・家を買ったり売ったりすることができない！ご本人の確認が必要です。

家族に余分な相続税を支払わせる事態を招いてしまうかもしれない…

成年後見制度ではだめなのか？

成年後見でできること

- ・認知症になったあと、代わりに別の人がお金を管理できる。家裁で決めます。
(※引き出しや振込みなど最低限の生活費のみ)

成年後見でできないこと

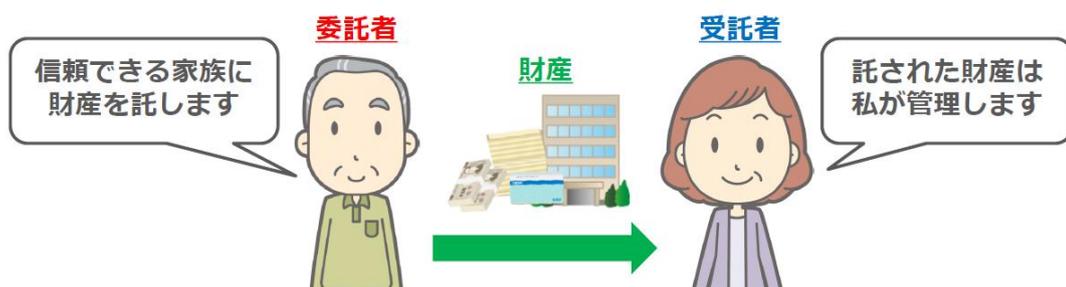
- ・相続税対策全般！
(資産を運用するため)「本人のため」ですから少しでも減らすことはできません。
- ・自分で好きな人に管理をお願いすること。(裁判官が決める)

成年後見制度では財産は動かさない！現状維持が基本！

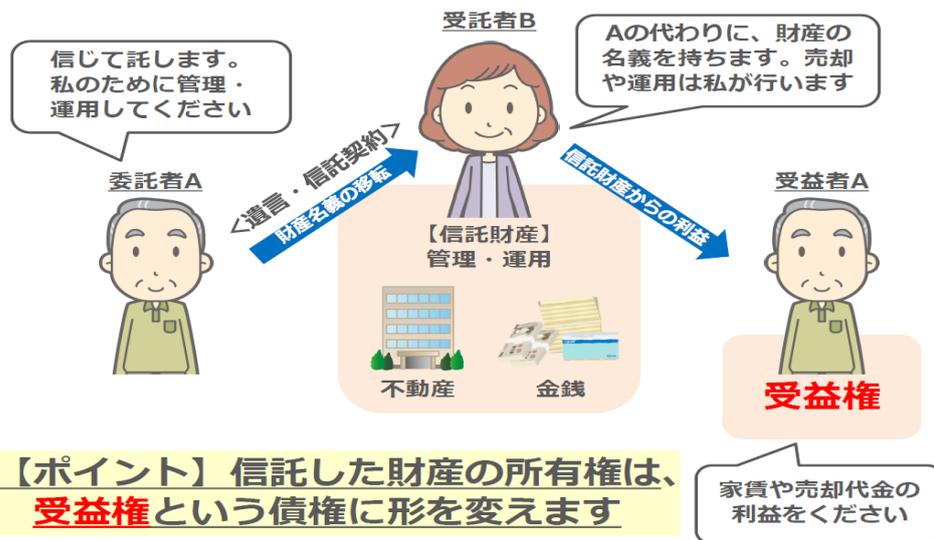
そこで家族信託の提案です！

そもそも信託とは…

自身(＝委託者)の財産を、信頼できる人(＝受託者)に託しましょうという制度です。



家族信託の基本的な仕組み



信託がスタートしたら？

財産の名義が形式的に「受託者」に移ります！「信託契約」に基づきます。

【各種名義変更手続き】

1. 不動産

・受託者に対する所有権移転及び信託の登記

2. 金融資産（金融機関との事前打合せが必須です）

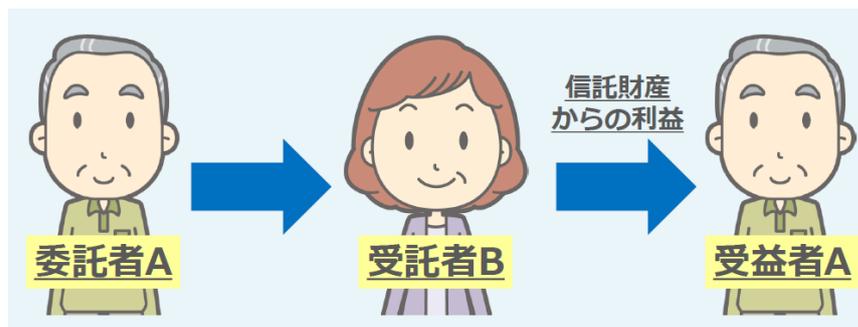
・受託者が信託用口座（委託者〇〇受託者△△信託口）を作り、金銭や家賃収入を管理する

【ポイント】 所有権は、形式的に受託者に移転しますが、本当の所有者は、受益者です。

よくある質問

受託者の名義を移すと贈与税は発生するのか？

＜自益信託（委託者＝受益者）は非課税＞実質上の所有者は変わりません。



【ポイント】 預けるだけなので贈与税は0円****

信託は終わるの？

信託が終わると…

財産の名義が「帰属権利者」に移ります！

受託者は、信託された財産を帰属権利者等への引渡しを行ないます。

【各種名義変更手続き】

不動産…帰属権利者に対する所有権移転及び信託の登記抹消

信託を活用すれば、死亡後の資産の承継先を指定できる（＝遺言と同じ効果を果たす）

信託を活用する様々な場面

成年後見制度に代わる資産運用・節税対策

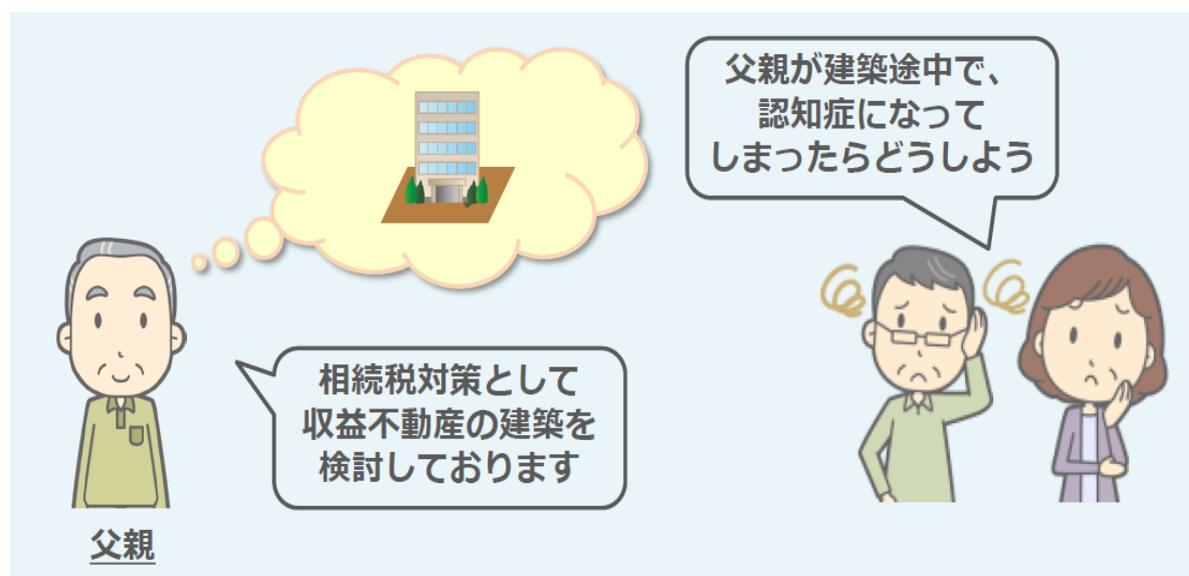
1) 元気なうちに信託を設定していれば、本人が判断能力を喪失しても、受託者によって継続的に積極的な資産運用が可能。(事前の信託契約に基づきます)

⇒後見制度は本人の財産を保護(減らさないこと)することが主たる目的なので、相続税対策や積極的な資産運用は原則としてできません。

⇒委任契約、財産管理契約をしていても、資産の運用・処分につき、本人の意思確認が回避できないケースも多く、限界があります。

<お悩み①>

父親が相続税対策のために収益不動産の建築を検討しております。ですが、高齢のため、万が一、建築途中で認知症になってしまった場合に建築が、滞ってしまうことが心配です。



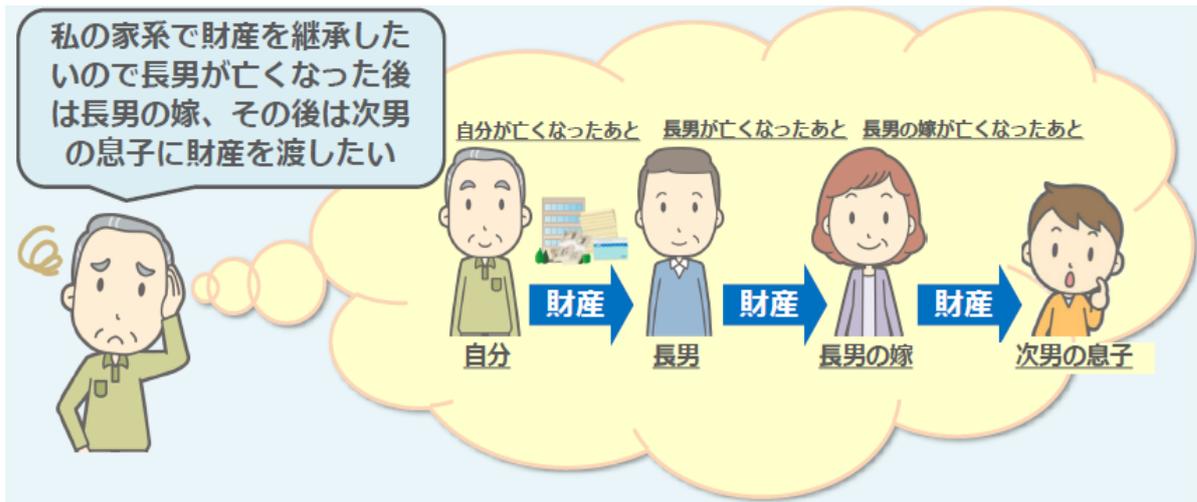
<解決方法>

父親の不動産と金銭を信託財産として、父親を委託者、息子を受託者とする、民事信託契約を結びます。これにより、父親が万が一、認知症になって判断能力が失われたとしても建築が滞り心配はありません。抵当権設定も信託契約に基づき可能です。

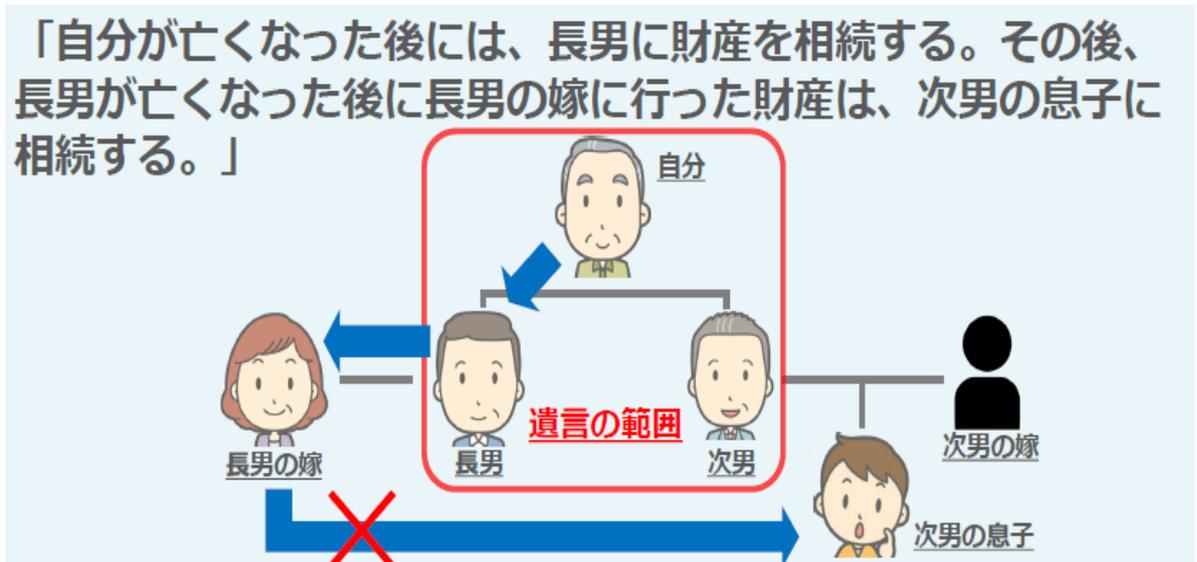


<お悩み②>

父から引き継いだ財産を、長男に継いでもらいたい。ただ、息子夫婦には子どもがないので、長男が継いだその後、長男の嫁に渡ったあと長男の嫁の兄弟に渡るのは困る…



この場合、「遺言」を使うとどうなるのでしょうか？



**このような遺言は、民法上「無効」です。
財産の承継者を、連続して指定することはできません！**

■遺言でできること

- ・自分（被相続人）が亡くなった後の、遺産引継ぎの意志を明記することができる。

■遺言でできないこと

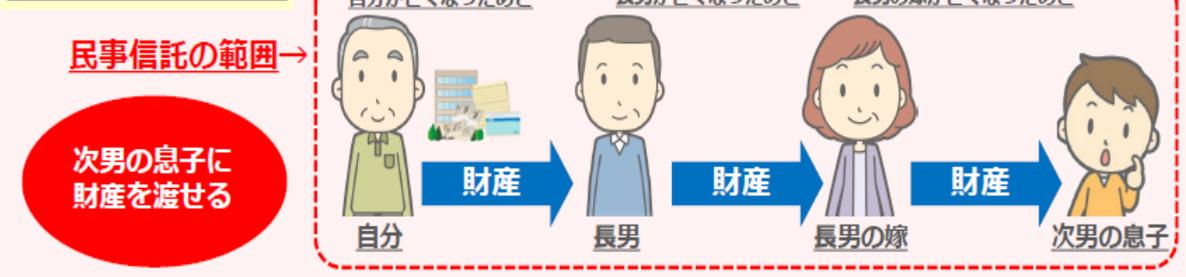
- ・2代目以降の相続の遺産引継ぎを決めること。
- ・自分（被相続人）が亡くなった後にしか効力を発揮することができない。

↓↓↓↓↓

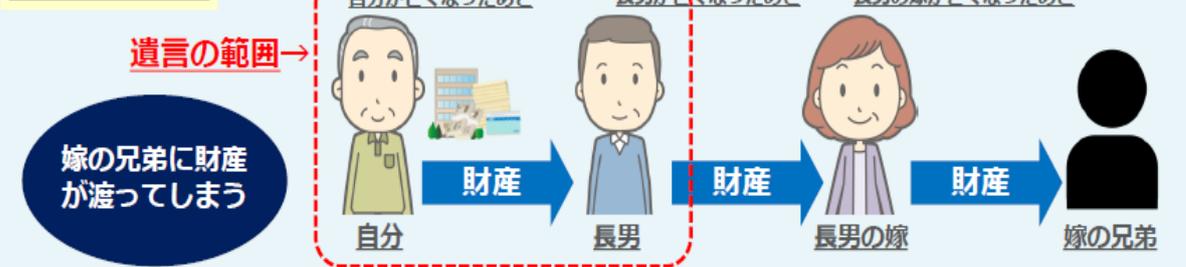
遺言制度では不十分

民事信託を活用するとこのようなお悩みが解決できます！

民事信託の場合

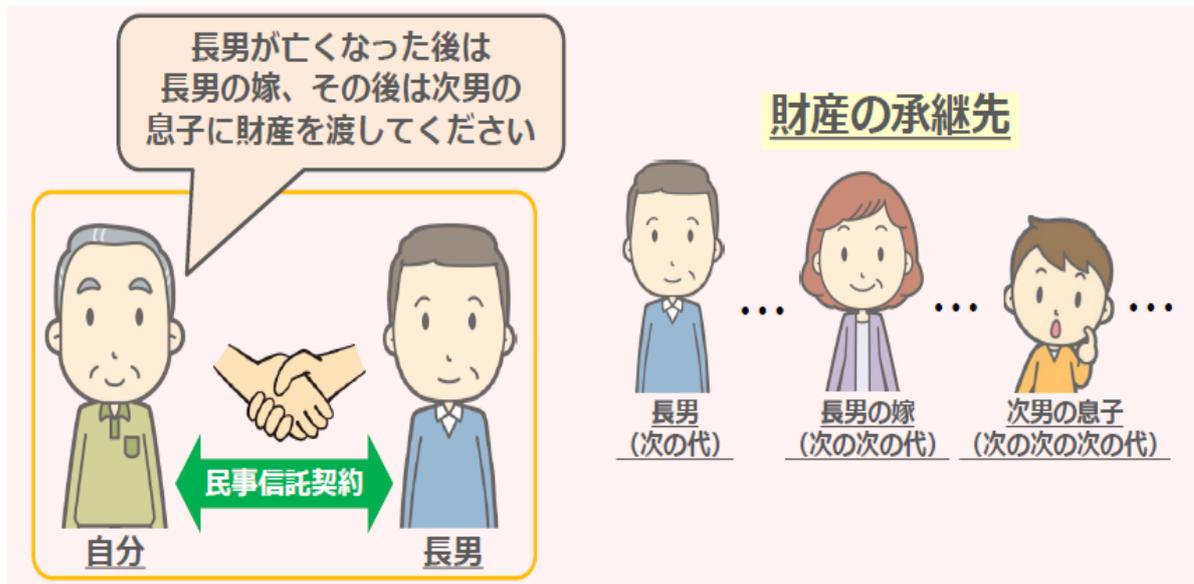


遺言の場合



<解決方法>

遺産承継の引継ぎ先をあらかじめ、次の代、次の次の代まで決めておき、民事信託契約を結ぶ。これにより世代を超えて財産を引き継いでいくことができる。



資産承継・事業承継への柔軟な対応

1) 二次相続以降の承継先を指定可能 (受益者連続信託)

- ・再婚を検討されている方！
- ・前妻との間にお子様がいる方！
- ・配偶者がすでに認知症で二次相続対策したい方 etc…

信託のデメリットは、原則、何もありません。

↓課題

- ① 争族に繋がる可能性
(遺留分減殺請求については判例がない、部分的に東京地裁 平成30年9月12日)
- ② プレイヤーが少ない・・・信頼のおける人、家族信託と言われる。
- ③ 整備が整っていない金融機関・証券会社・・・事前の打合せが大切です。
- ④ 所得税の損益通算ができない・・・これはデメリット、綿密な事業計画でクリア？
- ⑤ 受益権の複層化については不透明・・・デメリットというよりは、どの時においても租税回避はリスク大。

家族信託は下記の項目に該当する方にご検討いただく価値があると考えられます。

チェック欄	項目
<input type="checkbox"/>	自分や自分の家族が認知症になった後も、相続税対策を継続したい！（相続税対策信託）
<input type="checkbox"/>	配偶者が認知症なので、自分が亡くなった時の遺産分割協議に参加できない。（認知症対策信託）
<input type="checkbox"/>	2次相続以降の財産の遺し方まで考えておきたい。（二次相続指定信託）
<input type="checkbox"/>	認知症になった後も、子どもや孫へ教育資金や結婚費を定期的に贈与したい（金銭贈与信託）
<input type="checkbox"/>	資産の大半が不動産だが、相続人が複数おり、家賃だけ平等に残したい。（共有解消型信託）
<input type="checkbox"/>	再婚を予定しており、新しい配偶者に財産を引き継ぎさせたいが、配偶者死亡後は財産を家族に戻したい（受益者連続信託）
<input type="checkbox"/>	親族に障がい者や自立生活が難しい者がおり、長期的に生活を支援したい。（障がい者支援信託）
<input type="checkbox"/>	不動産所得が700万円以上あり、法人化したいが費用が気になる。（流通税節税信託）

<障がい者支援信託>

親族に障がいを持っている子供（長女D）がおり、長期的に支援したいと考えている。
特に自分がなくなった後の生活が心配！（障がい者支援信託）



〈自宅信託〉

介護施設へ入所する際、自宅は売却したくない！

しかし、介護費用の捻出等が必要になったら売却しなければならない。（自宅信託）



〈共有不動産のトラブル回避〉

現在、父の兄弟姉妹4人で不動産を共有しております。

4人とも高齢のためこのまま対策を取らずにいると、1人でも判断能力が低下した際に改修・修繕・建て替えができなくなり、不動産が塩漬けしてしまう！



私たちがお手伝いできることは？

- ① 民事信託・家族信託の仕組みづくり—将来の人生設計と共に考えることが重要です。
- ② 信託契約書の作成（遺言信託のご相談）—信託の目的・ねらいを条文化します。
- ③ 信託財産に不動産がある場合の不動産登記手続き—名義変更で実質上の所有者はそのまま。
- ④ 信託監督人や受益者代理人への就任—持続可能な信頼のおける人や法人。
- ⑤ 相続税シミュレーション及び相続税対策のアドバイス
- ⑥ 株価計算及び株価対策の提案
- ⑦ 相続に関する法律相談

まとめ

- ① 相続税の計算をしましょう！納税資金の確保。
- ② 相続財産を誰に引き継ぐか検討！争族でなく順調な事業継承を。
- ③ 認知症対策には家族信託！5人に1人の時代到来、意思確認を求められます。

以上、内容に関するお問い合わせは、弊法人 石川までお問い合わせください。

平成31年3月吉日

石川 光男

今後のセミナー ※各セミナー、前日までにFAXにてお申込みをお願いします。

1. 3月27日(水) 相続セミナー

『 相続手続きで必須な税務知識 ～相続人は、財産の手取額で押印する～ 』

講師 税理士/高橋 秀次 氏 (国税のOBです)

時間 17:30～19:00 会費 1,000円

場所 みらい経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り

2. 4月13日(土) 将軍の日 ～第64回～

『 将軍の日～中期経営計画立案セミナー』

時間 10:00～18:00

会費 1社につき54,000円 (昼食代込)

※1名追加毎に3,000円

場所 みらい経営3Fセミナールーム ※終了後、有志による交流会有り

※お申込みは1週間前までをお願いいたします。

【将軍の日(中期経営計画立案セミナー)】

自分のつくりたい会社を紙で書く1日です!!

自分のつくりたい会社を紙に書くことで目標が定まります。

その目標に対して明日から何をしないといけないのかが見えてきます。

そして、経営に対する意識が変わります。

経営者の意識が変われば、行動が変わる

行動が変われば、社員の意識が変わる

社員の意識が変われば、会社が変わる

開催日時:平成31年4月13日(土)10:00～18:00(昼食代)

【みらい経営:創業44周年感謝の集い 特別講演会】

『 徳の高い会社でより良い組織づくり!! (仮題) 』

～ 徳は本なり 財は末なり ～

講師:天明 茂 氏 (公認会計士、人間力大学校 理事長)

会場:名古屋国際会議場(日比野)

平成31年7月16日(火)15時30分～17時30分(予定)

講演会終了後、異業種交流兼懇親会を行なう予定です。

熱田・港倫理法人会のセミナー お問い合わせはみらい経営まで **TEL 651-6000**

1. 3月28日(木) 経営者モーニングセミナー

テーマ 「実践力で勝つ！」

講師 伊藤 勇二 氏

時間 AM 6:30 ~ AM 7:30 会費 無料

場所 金山ゼミナールプラザ

※倫理法人会セミナー、事前申込みは必要ありません。

受付で「石川光男の紹介です」とお伝えください。

※会場・・・金山ゼミナールプラザ 〒460-0024 名古屋市中区正木 3-7-15

TEL 052-331-6411

3月の税務と労務

-
- | | |
|--------------------|------------|
| ・ 1月の決算法人の確定申告、納税 | 期限(4月 1日) |
| ・ 7月の決算法人の中間申告、納税 | 期限(4月 1日) |
| ・ 7月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限(4月 1日) |
| ・ 2月分源泉所得税納付 | 期限(3月 11日) |
-

**※4月27日から5月6日まで10連休の会社が多いようです。
資金繰り、労務、製造、受注、営業、会社の建物や設備、電気回りなど、
事前のリスク管理を今一度、会社全体で見直しましょう。**

税理士法人みらい経営 名古屋オフィス (発行元)

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光 男
〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号
TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066
ishikawa@ishikawakk.or.jp

半田オフィス

税理士 榊原 睦
〒475-0928 半田市桐ヶ丘一丁目89番
TEL 0569 (26) 1566 FAX 0569 (26) 1569
mbara623@k6.dion.ne.jp